

西九州新幹線（武雄温泉～長崎間）開業に伴う旅客運賃及び
特別急行料金の上限設定認可について

令和4年4月27日付けで九州旅客鉄道株式会社（以下「JR九州」）より申請のあった、鉄道事業の旅客運賃及び特別急行料金の上限設定については、本日、国土交通省として申請どおり認可いたしました。なお、特別急行料金の上限設定については、5月17日の運輸審議会において「運輸審議会に諮らないで処分等を行うことができる事案」として認定されております。

■申請の概要

- 申請者 九州旅客鉄道株式会社 代表取締役社長執行役員 古宮 洋二
- 申請の内容
 - 設定しようとする料金の上限を適用する路線 西九州新幹線（武雄温泉～長崎間）
 - 設定しようとする上限の額

・特別急行料金（九州新幹線（博多～鹿児島中央）の特別急行料金と同水準

	営業キロ (武雄温泉から)	武雄温泉	嬉野温泉	新大村	諫早
嬉野温泉	10.9	1,760			
新大村	32.2	1,760	1,760		
諫早	44.7	1,760	1,760	1,760	
長崎	69.6	1,760	1,760	1,760	1,760

※指定席特急料金は座席指定料金530円(通常期)を加えた額

・運賃

西九州新幹線諫早～長崎間について、長崎線諫早～長崎間と同一の営業キロで旅客運賃を計算。

- 実施予定日
令和4年9月23日（開業予定日）

4. 申請の理由

令和4年9月23日に予定されている西九州新幹線武雄温泉～長崎間の開業に伴い、開業区間に係る特別急行料金等について、九州新幹線の既存の特別急行料金体系等をもとに設定したいとして申請に及んだもの。

連絡先 国土交通省鉄道局
鉄道事業課旅客輸送業務監理室 中島、加藤、石垣
TEL:03-5253-8111(内線40652,40634)
TEL:03-5253-8543(直通)